₩ 授業料の納付方法について

1. 納付方法等

(1) 納付方法

授業料は初年度分より,予め登録したゆうちょ銀行貯金口座から,自動引落で年2回納付していただ きます。

授業料は入学料と違い、払込用紙による払込ではありませんのでご注意ください。

(2) 納付金額

授業料は 年額 535,800円(予定額)です。

・前期分と後期分の2回に分け、267,900円ずつ貯金口座から自動引落を行います。

・金額は、在学中に授業料の改定が行われる場合を除き、毎年変わりません。

(3) 引落日

引落日は、毎年、前期分は5月31日、後期分は11月30日です。

ただし、この日が<u>ゆうちょ銀行の休業日(土日祝日)にあたるときは、**その前の営業日**に変更します</u>のでご注意ください。

なお,各期で授業料の免除申請をされ,その結果により納付すべき授業料がある方の引落は,上記日 程によらず,免除結果を通知した月の月末の営業日に行います。

(4) 引落日が近づいたら

引落日の前日までに,各自の引落口座に上記金額を入金してください。 本学では,金額と引落日に変更がない限り,事前通知書等で,個別に金額・引落日をあらためてお知

らせすることはありませんので、予めご了承ください。

なお、学生宛てには、各学期の初め(4月・10月)に、その期の引落日と金額を各学部等の掲示板で お知らせします。

何らかの事情で引落ができなかった場合は,翌月末日(土日祝日にあたるときは**その前の営業日**)に 再引落を行います。このとき,学資負担者等へ督促を行うことがあります。

(5) 引落が終わったら

無事引落ができると,通帳にその記録が残りますので,必ず記帳してご確認ください。 この記録をもって,授業料を領収した証に代えさせていただいておりますが,必要に応じて別途領収 書の発行もできますので,ご入用の際はその都度担当窓口(財務課出納係:電話083-933-5098)にお申 し付けください。

2. 自動引落手続

(1) ゆうちょ銀行口座の開設

授業料の自動引落を行うためには、学生本人又は学資負担者名義の、ゆうちょ銀行貯金口座が必要で す。既に開設している口座を使用することができますが、新たに口座を開設する必要があるときは、最 寄りの郵便局・ゆうちょ銀行で手続を行ってください。

その際,本人の身元を確認する書類(運転免許証又は各種保険証など)が必要ですので,忘れずに持 参してください。

(2) 「自動払込利用申込書」の作成

本誌綴じ込みの3枚複写式「自動払込利用申込書」(別紙様式7-1~3)を,記入要領にしたがって作成してください。なお,印鑑は3枚全てに押してください。

(3) 「自動払込利用申込書」の提出

自動払込利用申込書一式を最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行貯金窓口に提出してください。 受付後は、学生控えが返却され、山口大学控えはゆうちょ銀行から本学へ送付されます。 学生控えは、 どの口座をいつ登録したかを確認できる大切な書類ですので、卒業まで大事に保管してください。

(4) 届出事項に変更が生じたら

ロ座情報に変更が生じたときや、引落口座を別の口座に切り替えたい場合は、速やかに本学の担当窓 ロに申し出てください。その際は変更後の内容で再度申込書を郵便局・ゆうちょ銀行へ提出していただ き、1ヶ月程度で切り替えが完了します。

3. 授業料未納による除籍について

1(3)に記載の引落日に授業料が引き落とされず、その後の督促にもかかわらず、前期分については9月 末日、後期分については3月末日までに納付されない場合、<u>学則の規定により除籍となり、大学に在籍で</u> きなくなりますのでご注意ください。

4. 授業料の納付・口座引落に関する問合せ先

財務部財務課出納係 電話(083) 933-5098

区 授業料及び入学料の免除

1. 授業料及び入学料免除

高等教育修学支援新制度は,住民税非課税世帯及びこれに準じる世帯の日本人の学部学生に対して,世 帯の所得金額に基づいて決定された区分に応じて奨学金(日本学生支援機構給付奨学金)が給付され,授 業料及び入学料が減免される制度です。

高等教育修学支援新制度の対象者は、授業料及び入学料の全額、又は一部の額の免除を認定しますので、 以下の要領により申請してください。

(1) 対象者

対象となるのは、以下のア、イ又はウになります。

- ア 日本学生支援機構の給付奨学生採用候補者となった方
- イ 出身高等学校等で日本学生支援機構の給付奨学金の申込みを行い、選考中の方

ウ 大学に入学後、日本学生支援機構の給付奨学金の申込みを行う予定である方

免除の申請をした方は、免除決定の日まで授業料及び入学料の納入が猶予されます。

免除の許可・不許可については,高等教育修学支援新制度の支援区分に応じて認定し,その結果は本 人へ通知します。不許可,又は一部免除の方は,本学が指定する期間に所定の金額を納入しなければな りません。

納入しなかった場合、除籍となり、大学に在籍できなくなりますので、注意してください。

(2) 申請手続き

申請可能な場合は、別紙様式10(綴じ込み)の「授業料及び入学料免除申請の注意事項」に留意し、 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書及び入学 料免除願」を入学手続き書類とともに同封の上、各合格者の入学手続き期限までに、入学手続書類送付 先(3ページ参照)に送付してください。

(3) 説明動画の視聴

授業料及び入学料免除と日本学生支援機構奨学金(給付・貸与)の説明を併せて行います。 対象:ア 出身高等学校等で「令和7年度大学等奨学生採用候補者」に決定された方(予約採用の方) イ 大学に入学後,新たに奨学金を申し込まれる方(予約採用以外で奨学金を希望する方) 動画掲載予定日:令和7年4月2日(水) 動 画 掲 載 先:山口大学町> 在学生の方 > 生活支援 > 奨学金 > 日本学生支援機構奨学金等

- (4) 免除の額
 - ア 授業料免除の額
 前期分授業料の全額,又は一部の額
 ※後期分授業料は別の申請になりますので,入学後の掲示に注意してください。
 - イ 入学料免除の額納入すべき入学料の全額、又は一部の額
- (5) その他

授業料の免除申請をしている学生であっても,授業料の口座引き落とし手続(自動払込利用申込書の 提出)が必要です。「Ⅶ 授業料の納付方法について」(12~13ページ)を参照ください。

2. 特別待遇学生制度

特別待遇学生制度とは、本人の申請に基づかず、 在学中の学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀である と認められる学生を、学部等の長の推薦に基づき 各学部等の各学年から選考し、各期分の授業料を半額免 除する制度です。ただし、1年生については後期分から選考し、特別待遇学生制度を適用します。 なお、特別待遇学生制度の内容については、在学中に変更される可能性があります。

3. 問合せ先

学生支援部学生支援課学生サービス係 電話(083) 933-5611

X 奨 学 金

本学が取り扱っている奨学金には、以下の奨学金があります。

1. 日本学生支援機構奨学金

(1) 奨学金の種類と月額(令和6年度現在)

ア 給付型

/ 和门主		
区分	自宅通学	自宅外通学
第1区分	29,200円	66,700円
用 用 Ⅰ △刀	(33,300円)	00,700円
第2区分	19,500円	44 500
历 Z 区力	(22,200円)	44,500円
第3区分	9,800円	22,300円
売 る 凶力	(11,100円)	22, 300
第4区分	7,300円	16,700円
(多子世帯に限る)	(8,400円)	10,700円

生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。なお、第二種奨学金の貸与月額には、給付奨学金の利用は影響しません。

イ 貸与型

奨学金の種類	貸	与 月	額	備考			
哭子並り種類	自宅通学	自宅タ	∧ 通 学	が用うたち			
第一種奨学金	①20,000円 ②30,000円 ③45,000円	①20,000円 ②30,000円	③40,000円 ④51,000円	無利子 自宅外通学の場合,自宅月額(45,000 円)も選択可			
第二種奨学金	20,000円~120, で選択可能	000円の間で,	1万円単位	卒業後,年3%を上限とする利子付き (利率固定方式と利率見直し方式の選 択制)			

(2) 説明動画の視聴

授業料及び入学料免除と日本学生支援機構奨学金(給付・貸与)の説明を併せて行います。 対象:ア 出身高等学校等で「令和7年度大学等奨学生採用候補者」に決定された方(予約採用の方) イ 大学に入学後,新たに奨学金を申し込まれる方(予約採用以外で奨学金を希望する方) 動画掲載予定日:令和7年4月2日(水) 動 画 掲 載 先:山口大学HP > 在学生の方 > 生活支援 > 奨学金 > 日本学生支援機構奨学金等

(3) 他大学で奨学金を貸与されていた方

在学猶予を希望する方は、学生支援課にお越しください。<u>在学猶予手続きをしない場合は、在学中に</u> 返還が始まりますので注意してください。

2. 山口大学独自の奨学金

(1) 七村奨学金

経済的理由で修学に専念することが困難で学力優秀な学生に対して,学生生活を支援するための返 還を要しない奨学金を給付します。なお,他の給付型奨学金(日本学生支援機構の給付型奨学金を含 む。)と併給することができないため,受給する奨学金を選択することになります。

ア概要

対象者 本学の定める学力基準及び家計基準を満たす入学者

支援額 月額70,000円を9ヶ月分(8月,9月,3月を除く。),年間630,000円

支援期間 所属する学部等の修業年限の期間

- 募集人数 10名以内
- イ 説明動画の視聴
 動画掲載予定日:令和7年4月2日(水)
 動 画 掲 載 先:山口大学HP > 在学生の方 > 生活支援 > 奨学金
- (2) その他各学部で実施している奨学金は、以下の奨学金ホームページを参照ください。
 山口大学ホームページ > 受験生の方 > キャンパスライフを知りたい > 奨学金

3. その他の奨学団体奨学金

大学に募集案内が届いたものについては、随時奨学金ホームページに掲載しております。

4. 問合せ先学生支援部学生支援課学生サービス係 電話(083) 933-5165

XI 入学時に要する諸経費

1. 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)及び学研災付帯賠償責任保険(略称「学研賠」)

学研災は、学生の講義、実験等の正課中及び学校行事中における不慮の災害事故、課外活動中の事故、 学校施設内における事故並びに通学中の事故による傷害を救済するために、日本国際教育支援協会が行う 制度です。また、学研賠は、学生が正課中、学校行事中、ボランティアクラブ等での課外活動及びその活 動を行うための往復で、学生の被る種々の賠償責任保険制度です。

大学における教育研究を円滑に進めるため、本学の学生は**全員加入(医学部保健学科を除く。)**してください。入学手続期間中に払込をお願いします。

なお, 医学部医学科の学生については, 学研災及び学研災付帯学生生活総合保険(略称「付帯学総」) に全員加入してください。

医学部保健学科の学生は、総合補償制度「Will」に全員加入していただきますので、学研災・学研賠への加入は不要です。

2. 学研災及び学研賠の加入手続き方法(全員加入(医学部保健学科を除く))

(1) 保険料と保険期間

学部等	保険期間	保 険 料	
人文学部,教育学部,経済学部,理学部,工学部, 農学部,国際総合科学部,ひと・まち未来共創学環	4年	4,660円※1	
医学部 (医学科)	6年	4,700円	
共同獣医学部	6年	6,840円※2	
医学部 (保健学科)	加入不要(4.総合補償制度「Will」を参照)		

※1 学研賠保険を含みます。

※2 接触感染特約、学研賠保険を含みます。

なお、学研災付帯学生生活総合保険に加入される方は、別途保険料が必要です。

(2) 加入手続き

学研災及び学研賠の加入手続きは、本学が業務委託している山口大学生活協同組合 (以下「生協」※)の加入手続サイトで行っていただきます。

右の2次元バーコードから手続きをお願いします。

詳細は別紙様式8の「学研災及び学研賠の加入手続」をご覧ください。



なお、加入手続きサイトは、生協の新生活準備サイト「Vsign」登録への同意が必

要です。同意されると加入手続きサイトへ移動します。同意いただけないを選択された場合は「払込取 扱票」を送付するためのフォームに移動します。

※ 生協は、入学される学生の皆様が出資金を出し合い、学内の食堂やカフェ・購買・大学推奨PC・書 籍・旅行・講座など、山口大学生向けのサービスを運営している学内の福利厚生組織です。

(3) 生協の新生活準備サイト「Vsign」登録について

「Vsign」登録に同意された場合は、生協を通じて準備できる新生活準備の手続きがVsignサイトで 行えるようになります。

Vsignサイトとは、生協が運営する新入生応援サイトで、手続きの内容は同封の「生協新生活ガイド ブック」をご覧ください。

3. 学研災付帯学生生活総合保険(略称「付帯学総」)

付帯学総は、学研災及び付帯賠責では補償が不足すると思われる場合に、学研災に加えて任意で追加で きる保険です。 **医学部医学科の学生**は、大学における教育研究及び臨床実習を円滑に進めるため、**全員加入**していただ きますので、別添の医学科学生保険案内を参照のうえ加入手続をしてください。

問合せ先 医学部以外:学生支援課学生サービス係 電話(083)933-5164 医 学 部:医学部学務課教育・学生支援係 電話(0836)22-2099

4. 総合補償制度「Will」(医学部保健学科の学生対象)

総合補償制度「Will(タイプWill2)」は、臨床実習先を含む学校管理下でのご自身のケガの補償、臨 床実習先での患者さんへの賠償事故からプライベート中の賠償事故まで国内外24時間の賠償責任補償、そ して臨床実習中の感染事故補償を中心に構成された総合補償制度です。その他、損害保険では補償できな い部分について、独自の見舞金制度があります。

大学における教育研究及び臨床実習を円滑に進めるため,**医学部保健学科の学生は全員加入**していただきますので,加入手続を参照のうえ手続をしてください。

(1) 加入手続

医学部保健学科の学生に同封されているパンフレット内の「払込取扱票・振替払込請求書兼受領書」 に氏名等必要事項を記入し,保険料を添え郵便局・ゆうちょ銀行で払込手続をすることで加入できます。 なお,タイプについては「Will 2」になります。

振込後、日本看護学校協議会共済会から加入者証が送付されますので、大切に保管してください。

(2) 保険料と保険期間

学 部 学 科	保険期間	保険料
医学部保健学科	4年	18,000円

(3) 主な補償事項と給付金額

補償事項	補償の内容	給付金額	
死亡・後遺障害保険金	偶然な事故によるケガにより,死亡または後遺障 害を負った場合	10万円~238万円	
入院保険金	偶然な事故によるケガにより、平常の生活ができ なくなり、入院した場合	日額 4,000円	
通院保険金	偶然な事故によるケガにより,平常の生活に支障 が生じ,通院した場合	日額 3,000円	
手術保険金	偶然な事故によるケガをし,上記入院保険金が支 払われる場合において,その治療のため,手術を 受けた場合	入院保険金日額の 5倍又は10倍	
賠 償 責 任	偶然な事故によって,他人にケガをさせたり,他 人の物を壊したりするなどして,法律上賠償金を 支払わなければならない場合	1 事故 1 億円限度	
感 染 予 防 費 用 担 保 特 約 条 項	臨地実習先における,接触感染(針刺しに限らない)や,院内感染の予防措置費用,検査費用がか かる場合	感染予防・検査費用: 50万円	

(4) 問合せ先

医学部学務課教育·学生支援係 電話 (0836) 22-2099

5. 学生健康保険組合

学生健康保険組合は、学生が疾病や負傷、歯科での診療を医療機関等で受けたとき、支払った医療費の 2分の1を医療給付金として支給するもので、学生の修学目的を達成するための互助共済制度です。本学 の学生は**全員が加入**することになっていますので、加入手続を参照のうえ郵便局・ゆうちょ銀行で払込手 続をしてください。

(1) 加入手続

別紙様式9の「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証」に入学者氏名等必要事項を記入し,組合費を 添えて入学手続期間中に郵便局・ゆうちょ銀行で払込手続をすることで加入できます。

組合員証の発行はいたしませんので,郵便局・ゆうちょ銀行での払込時に渡される「振替払込請求書 兼受領証」を大切に保管してください。

(2) 組合費

学部等	組合費	
人文学部,教育学部,経済学部,理学部,医学部(保健学科),工学部, 農学部,国際総合科学部,ひと・まち未来共創学環	10,000円(4年分)	
医学部(医学科),共同獣医学部	15,000円(6年分)	

(3) 給付金の種類と給付金額

医療給付金	疾病や負傷,歯科診療での治療に要した医療費(保険適用の自己負担金)の2分の1 を給付します。通院・入院とも1日目の診療から対象となります。(1年間の給付限 度額は60,000円です。) 「医療給付金請求書」が必要となります。
弔 慰 金	組合員が死亡したとき10,000円給付します。
返 還 金	退学等により脱退したときは、本人の請求により次年度以降の組合費を返還します。
その他	学内で実施される学生定期健康診断における胸部レントゲン撮影に係る費用(自己負担分)を補助します。

(4) その他

① 保険のしおり(組合規約等)は入学後にお渡しします。

② 学生健康保険組合に関することは、学生支援課(電話083-933-5612)に問い合わせてください。

6. その他

本学では学生の教育及び課外活動等のため,各学部で後援会費及び同窓会費の協力をお願いしています。 入学手続の際,各学部から指定された要領に従って納付してください。

										(.	単位:円)
学部	人文学部	教育学部	経済学部	理学部	医	医学部		農学部	共同獣医	国際総合科	ひと・まち
項目	八乂子部	(秋月子司)	稻润子司)	坦子即	医学科	保健学科	工学部	辰子司	学 部	学 部	未来共創学環
後援 会費	20, 000	20, 000	30,000 (学会費を含む)	30, 000	90, 000	50, 000	20, 000	40,000	60, 000	20, 000	₩2
同窓 会費	10, 000	20, 000	20,000 (入会積立金)	15, 000	35,000 (入会金 10,000円を含む)	20, 000	 ※1初年度 25,000 4年間合計 100,000 	10, 000	10, 000	10, 000	※ 2
計	30, 000	40,000	50,000	45,000	125,000	70,000	45,000	50,000	70,000	30,000	

※1 工学部の同窓会費(終身会費100,000円)は、一括または分割(半期ごとに12,500円、4年間で計8回)による払い込みとなり ます。

※2 ひと・まち未来共創学環の後援会及び同窓会に関しては、設置を検討していますので、詳細が決定しましたらお知らせします。

その他教材費として教科書,参考書,実験・実習経費及びTOEIC受験料等の経費が必要となります。 また,山口大学から海外に留学する場合,留学保険や山口大学が指定する危機管理サービスへ全員が加 入することになりますので,その費用が必要になります。(留学期間等により金額は異なります。)